

事務センターだより

第43号
H19.12.3
亀山市グループ運営委員会



今年もあとひと月を残すのみとなりました。年の瀬を控えてあわただしい日々が続きます。今年はずでにインフルエンザが大流行の兆しが始まっています。寒さも厳しくなってきました。健康に気をつけて年の瀬を乗り切りましょう。

たかが 1円・・・

10月以降、修学旅行や社会見学など、交通機関を利用した引率業務が多くあり、事務センターで旅費精算の審査や、就学援助費の経費報告書の作成に奮闘しています。

団体に借上げバスを利用すると、バス代・有料道路代・駐車場代などは、参加人数で均等割りをしますが、ほとんどの場合1円以下の端数が出ます。その端数を切り上げるか、切り捨てるかで一人あたりの運賃が変わってきます。

旅費の場合は、システム上切り上げで計算しますが、業者の請求書が切り捨てになっていると切り捨てた額での精算となります。これは、介助員等の市職員も同じです。

一方、就学援助の経費報告書は、端数を切り捨てて不足分を全体会計から充当するのと、端数を切り上げて余った部分を全体会計に積み立てるのとは、集金額に1円の差が出ますが、就学援助費は、会計報告の集金額を基に算出されます。

このようにわずか1円の違いですが、大切なことですので、ご注意ください。

行事計画や会計報告などお困りの時は、事務職員か事務センターへご相談ください。



教材備品第2回目購入手続き始まる！



遅れていた第1回目の教材備品購入が完了し、早速第2回目の購入を行います。

今後は入札などの手続きが市で行われ、順調に進めば、1月下旬から2月頃に納品となる予定です。

今回の購入手続きが本年度の最後になりますので、早急に必要な備品を厳選して要望して下さい。

12月期末勤勉手当
支給日は12月10日(月)



年末調整還付
(該当者のみ)
支給予定日 12月27日

年末調整 再調整

11月上旬の申告書提出後に申告内容に異動があった方は再調整ができます。

12月21日まで随時受け付けます。

- ・出生等によって扶養親族の数が増加したとき
- ・扶養親族であった家族の就職等で数が減ったとき
- ・結婚・離婚により控除対象配偶者の有無が変わったとき
- ・保険料等の金額に変更があったとき など

※ 年末調整に間に合わなかった分や、医療費控除など年末調整のできないものは確定申告でも、控除等ができます。